

## 政 策 Ⅱ - 2 - (1) - ②

### 1. 政策及び16年度重点施策等

政 策	金融機関等の法令遵守に対する厳正な対応
16年度重点施策	① 明確なルールに基づく的確で厳正な行政処分 ② 総合的な監督指針及び事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し
参考指標	① ルールの一層の明確化の状況、行政処分を受けた金融機関等の法令遵守態勢の整備状況、行政処分の実施状況（行政処分の件数） ② 事務ガイドライン、主要行等向けの総合的な監督指針及び中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の整備・見直し状況

### 2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	金融機関等が金融サービスを公正に提供していること
重点目標	金融機関等の法令遵守態勢が確立されていること

### 3. 政策の内容

金融機関等が金融サービスを公正に提供するためには、金融機関等の法令遵守態勢が確立されていることが必要であり、金融庁としては、金融機関等の法令遵守に対し、厳正に対応することとしています。

#### (1) 的確で厳正な行政処分

預金者、保険契約者、投資者等を保護するためには、金融機関等に対し、業務に関連する諸法令等を遵守させることにより、業務運営の適切性、健全性の確保を図ることが必要です。このため、金融庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、法令違反等の事実が確認された場合には業務改善命令・業務停止命令等の行政処分を行うこととしています。

#### (2) 監督指針及び事務ガイドラインのタイムリーな整備、見直し

法令改正や制度・慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について、適時に監督指針及び事務ガイドラインの整備、見直しを行うこととしています。

### 4. 現状分析及び外部要因

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、預金者、保険契約者、投資者等の保護のためには、金融サービスに関わる事業者の厳正な法令遵守が求められています。また、その際、コーポレートガバナンスの問題もあわせて考えていく必要があります。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 厳正な行政処分の実施

平成 16 事務年度において、法令違反等が認められた金融機関等に対して、以下のような行政処分を行い、経営の健全化を求めました（合計 115 件）。

これらについては、改善状況のフォローアップを行っています。

ア. 公益を害する行為、多数の法令違反行為、不祥事件の防止態勢に問題が認められるなど、内部管理態勢に重大な問題が認められた金融機関等に対し、業務改善命令等を発出。

イ. 保険募集に係る内部管理態勢等の問題が認められた保険会社及び団体保険等の商品開発、募集等に係る内部管理態勢等に問題があった保険会社に対し、業務改善命令を発出。また、死亡保険金の支払いや保険募集業務に係る保険業法等違反などが認められた保険会社に対し、業務の一部停止命令等を発出。

ウ. 作為的相場形成、有価証券の売買に関する重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為、取引一任勘定契約の締結等の証券取引法違反が認められた証券会社等に対し、業務停止命令等を発出。

エ. 貸金業者については、政策Ⅱ－2－(1)－③「貸金業者に対する的確な監督」の措置状況に記載。

#### 【資料 1 行政処分の実施状況(16 事務年度)】

	法令違反等に対する処分件数
銀行等	4 1
信用金庫	7
信用組合	9
労働金庫等	4
保険会社	4
証券会社	3 2
投資顧問業者	3
貸金業者	6
商品投資販売業者	2

抵当証券業者	0
前払式証票発行業者	6
金融先物取引業者	1
計	115

② 法令解釈の周知及び国民への情報提供の実施

ア. 行政処分を行った場合には、公表することが特に問題のある場合を除き、積極的に公表を行い、また、行政処分において行った法令解釈の周知を図る等国民への情報提供を行いました（合計 87 件公表）。

イ. 16 年 8 月、金融庁の名を騙った違法な金融業者の情報について、ホームページに掲載して注意喚起を行いました。

③ 業界や関係機関との情報交換

ア. 業界団体との意見交換会において、17 年 4 月における個人情報の保護に関する法律の全面施行へ向け、個人情報の厳正な管理を徹底するよう要請しました。

イ. 17 年 2 月、生命保険協会に対し、保険契約者・被保険者から正しい告知を受けるための保険募集時の説明等のあり方などについて、業界自主ガイドラインの策定等を図るよう、文書で要請しました。

ウ. 貸金業界については、政策Ⅱ－2－(1)－③「貸金業者に対する的確な監督」の措置状況に記載。

④ 行政処分に係る監督指針及び事務ガイドラインの整備

ア. 個人顧客情報の取扱い等に関する関連事務ガイドライン等の改正

個人情報の保護に関する法律の全面施行に向けた関連府省令の改正を踏まえ、個人顧客情報の取扱い等に関する着眼点を明確化する事務ガイドライン等の改正を行いました（17 年 3 月）。

イ. 与信取引に関する顧客への説明態勢に係る中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

包括根保証契約の禁止をはじめとする「民法の一部を改正する法律」（16 年法律第 147 号）の趣旨を踏まえ、金融機関が保証契約を締結する場合等における監督上の留意点を明確化する中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正を行い（17 年 3 月）、同法の施行（17 年 4 月）とあわせて実施しました。

ウ. 証券会社向けの総合的な監督指針(案)及び保険会社向けの総合的な監督指針(案)の公表

証券会社及び保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評

価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した証券会社向けの総合的な監督指針(案)及び保険会社向けの総合的な監督指針(案)を公表し、パブリックコメントに付しました。

## (2) 評価

### ① 預金取扱金融機関

行政処分を受けた金融機関においては、法令遵守態勢に係る組織体制の見直しや、内部管理態勢の強化に向けた取組みが行われています。

しかしながら、今後とも、金融機関に対し法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

### ② 保険会社

行政処分を受けた保険会社においては、法令等遵守にかかる全役職員等に対する教育の徹底や組織体制の整備・充実、保険募集管理態勢や保険金等支払管理態勢の充実・強化といった取組みが行われています。

しかしながら、保険商品が多様化している中で、今後とも、保険契約者保護の観点から、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

### ③ 証券会社

行政処分を受けた証券会社においては、内部管理態勢の整備、各種研修の実施、法令等遵守部門の機能強化等、適切な業務運営の確立に向けた取組みが行われています。

しかしながら、多様な投資者による幅広い市場参加を促す観点から投資者の保護、市場の公正性の確保が強く求められており、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

### ④ 貸金業者等

ア. 行政処分を受けた貸金業者等についてみると、

(ア) 貸金業者においては、内部体制の見直し、社員教育の実施といった法令遵守向上に向けた取組みが行われています。

(イ) 商品投資販売業者については、法令違反を行った者による商品ファンドの新規販売等が停止されました。

(ウ) 前払式証票発行業者については、法令違反を行った者の登録を取り消すとともに、法定額の発行保証金の供託、商品券の回収促進の措置を講じることにより、購入者等の保護が図られることになりました。

イ. しかしながら、貸金業者等については、資金需要者等保護の観点から、今後とも、法令遵守の一層の徹底を図るため、法令違反等に厳正に対処すること等の措置を講ずることが必要と考えています。

- ⑤ 本事務年度において行った、行政処分に係る監督指針及び事務ガイドラインの改正は、個人情報保護法の施行や融資慣行の変更等を受けて、監督事務の運営上必要と認められる事項について適時に整備、見直しを行ったものといえます。

## 6. 今後の課題

金融取引が高度化・複雑化し、市場の変動も激しい中で、金融機関等による法令違反等は、今後様々な形で行われるおそれがあります。したがって今後とも、立入検査、報告の徴求等を的確に実施して実態把握に努め、法令違反等が確認された場合には、厳正な行政処分を行うとともに、引き続き、行政処分等において行った法令解釈の周知及び行政処分に係る事務ガイドラインの整備等の措置を講じることによって、再発防止に努める必要があります。加えて、業界や関係機関との情報交換や国民への情報提供について充実を図っていく必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、行政処分の実施状況を参考にしつつ、把握に努めました。

### 〔使用資料等〕

- ・ 行政処分の実施状況

## 10. 担当部局

監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局銀行第1課、監督局銀行第2課、監督局保険課、監督局証券課